

# ○可茂衛生施設利用組合行政組織規則

平成 11 年 4 月 1 日  
可茂衛生施設利用組合規則第 1 号

改正 平成 12 年 4 月 1 日組合規則第 1 号  
平成 13 年 4 月 1 日組合規則第 4 号  
平成 16 年 4 月 1 日組合規則第 2 号  
平成 18 年 4 月 1 日組合規則第 2 号  
平成 20 年 4 月 1 日組合規則第 2 号  
平成 22 年 4 月 1 日組合規則第 4 号

平成 12 年 10 月 1 日組合規則第 2 号  
平成 14 年 4 月 1 日組合規則第 1 号  
平成 17 年 4 月 1 日組合規則第 2 号  
平成 19 年 4 月 1 日組合規則第 4 号  
平成 21 年 4 月 1 日組合規則第 3 号  
平成 24 年 4 月 1 日組合規則第 2 号

可茂衛生施設利用組合行政組織規則(平成 7 年可茂衛生施設利用組合規則第 1 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、管理者の統括の下における補助機関の組織について必要な事項を定めるものとする。

(組織の設置及び廃止)

第 2 条 補助機関に属する組織の設置及び廃止は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(組織の特例)

第 3 条 臨時又は特別の事務については、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより組織を設け、又は職員を指定して処理することができる。

(課及び係の設置)

第 4 条 可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 11 年組合条例第 2 号)並びに可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例(平成 8 年組合条例第 1 号)に掲げる施設の事務を分掌させるため、次表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、右欄に掲げる係を置く。

課 名	係 名
総 務 課	総務係、財務係、契約検査係
経営管理課	経営係、管理係
業 務 課	施設 1 係、施設 2 係、施設 3 係、施設 4 係

(会計管理者の補助組織)

第 5 条 会計管理種の権限に属する事務を処理させるため、会計課を設置する。

2 会計課に出納係並びに審査係を置く。

(分掌事務)

第 6 条 課及び係の分掌事務は、おおむね別表のとおりにする。ただし、管理者が必要と認めるときは、分掌事務以外の事務を取り扱わせることができる。

(組織上の職)

第7条 組織に次のとおり職位を置き、職員をもって充てる。

- (1) 組織に事務局長を置く。
- (2) 課に課長を置く。
- (3) 係に係長を置く。

2 事務局長は、管理者の命を受け、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）の事務を総括掌理し、部下の職員を指揮監督する。

3 課長は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

4 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

第8条 事務局に次長を置くことができる。

2 次長は、職員をもって充て、事務局長を補佐する。

第9条 課に課長補佐及び主査を置くことができる。

2 課長補佐は、職員をもって充て、課長を補佐する。

3 主査は、職員をもって充て、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

(職員の職)

第10条 補助機関に置かれる職員の職は、第7条から第9条までに定める職及び法令に特別な定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。

職名	補職名	所掌事務
職員	主任	上司の命を受け、事務に従事する。
	主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。
	主事	上司の命を受け、補助的事務に従事する。
技能労務職員	労務職員	上司の命を受け、労務に従事する。
	技能職員	上司の命を受け、技能的業務に従事する。

(職員の相互補助)

第11条 職員は、その所属の分掌事務について滞りのないように相互に補助し、特に管理者の命があったときは、他の所属の事務をも援助しなければならない。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年組合規則第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年組合規則第2号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年組合規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年組合規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年組合規則第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年組合規則第 3 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年組合規則第 4 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第 6 条関係）

### 総務課

#### 総務係

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 組合幹事会及び管内市町村連絡協議会に関すること。
- (3) 職員人事管理及び給与に関すること。
- (4) 例規及び公告式に関すること。
- (5) 文書の管理及び情報公開に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。
- (7) 資源売却に関すること。
- (8) その他他の係に属さないこと。

#### 財務係

- (1) 組合予算の編成及び執行に関すること。
- (2) 組合会計の伝票処理に関すること。
- (3) 組合会計決算の作成及び財務公表に関すること。
- (4) 組合会計監査に関すること。
- (5) 施設使用料等の請求及び収納に関すること。
- (6) 事業系ごみ袋の管理に関すること。

## 契約検査係

- (1) 工事等の設計審査、施工管理及び検査に関すること。
- (2) 工事等の入札及び契約に関すること。

## 経営管理課

### 経営係

- (1) 経営計画等各種計画の策定に関すること。
- (2) 業務に係る調査、統計、報告及び資料の公表に関すること。
- (3) エコサイクルプラザの運営、維持及び啓発活動に関すること。
- (4) 溶融スラグの販売及び再利用促進に関すること。
- (5) 広報紙の発行、ホームページの管理運営及び報道に関すること。
- (6) 情報化に関すること。
- (7) ごみ減量施策推進に関すること。

### 管理係

- (1) ささゆりクリーンパーク内施設の維持管理に関すること。
- (2) 建築設備の維持管理に関すること。
- (3) 組合財産の取得、処分及び管理に関すること。

## 業務課

### 施設 1 係

- (1) 可燃処理施設の運転管理委託並びに施設維持に関すること。
- (2) 可燃処理施設の保守及び工事に関すること。
- (3) 可燃物処理量の報告に関すること。
- (4) 可燃処理用薬剤、物品の調達及び管理に関すること。
- (5) 浸出水処理施設の維持管理に関すること。

### 施設 2 係

- (1) 不燃処理施設の運転管理委託並びに施設維持に関すること。
- (2) 不燃処理施設の保守及び工事に関すること。
- (3) 不燃物処理量の報告に関すること。
- (4) 不燃処理施設の部材の調達及び管理に関すること。
- (5) ごみの搬入受入指導に関すること。
- (6) 計量所及び洗車場の維持管理に関すること。

### 施設 3 係

- (1) し尿処理施設の包括的管理委託に関すること。
- (2) し尿処理施設の工事に関すること。
- (3) し尿処理量の報告に関すること。

(4) し尿処理施設の部材の調達及び管理に関すること。

施設 4 係

(1) 斎場の運営に関すること。

(2) 斎場施設の維持管理に関すること。